

京都市都市計画局建築設備機器製造者指定要領

平成16年4月26日都市計画局長決定

改正 平成17年4月1日, 平成18年9月7日, 平成28年2月4日, 令和2年2月25日,

令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、市民の安心・安全の確保に寄与することを目的として、都市計画局の所管に属する電気設備工事及び機械設備工事（以下「設備工事」という。）で使用する機器について、故障等により施設の運営に与える影響を最小限とするため、必要な品質を確保し、機器の故障に際し迅速かつ的確に対応できる製造者の指定に係る必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、設備工事に使用する機器について適用するものとする。ただし、次に掲げる工事に使用する機器については、この限りでない。

- (1) 建設業法別表第1に規定する機械器具設置工事に該当するものであってプラント設備工事及び清掃施設工事に類する工事
- (2) 政府調達に関する協定が適用される工事

(製造者の指定)

第3条 都市計画局長は、設備工事で使用する機器で別表第1に掲げるもの（以下「指定機器」という。）について、製造者を指定するものとする。

(製造者指定の有効期間)

第4条 前条の規定による指定（以下「製造者指定」という。）の有効期間は、第8条第2項の規定に基づく第3号様式による通知日から、第13条第1項から第3項までの規定により製造者指定を解除した日までとする。

(製造者の選定)

第5条 設備工事において指定機器を使用するときは、原則として、当該工事の契約日において製造者指定を受けている製造者の機器を使用しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の機器又はユニットの一部として指定機器を使用する場合
- (2) 特許技術を用いた機器を使用する場合
- (3) 第2条ただし書きに記載された工事により設置された機器を改修する場合で、当該機器と密接不可分の関係にあり、同一製造者でないと既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある場合

2 当該工事の契約日において指定機器が第13条の2第1項に規定する指定の一時停止を受けているときは、当該機器を使用することはできない。ただし、当該契約日以降において同条第4項の規定により指定の一時停止が解除されたときは、当該機器を使用することができる。

(製造者指定の申請)

第6条 製造者指定を受けようとする者は、指定機器ごとに、別表第2に掲げる申請書により、都市計画局長に申請しなければならない。

2 都市計画局長は、前項の規定による申請について次の各号に掲げる事項を定め、都市計画局都市企画部都市総務課（以下「都市総務課」という。）のホームページに掲載するものとする。

(1) 申請書の受付方法

(2) その他申請に当たり必要な事項

3 製造者指定を受けようとする者は、申請日から過去1年以内に第13条第1項各号又は第13条の2第1項第1号若しくは第2号のいずれかに該当する事項があった場合は、第1項の申請書にその旨を記載した書類を添付し都市計画局長に報告しなければならない。

4 都市計画局長は、前項の報告があった場合は、当該製造者に報告に関する必要な書類の提出を求めることができる。

(審査)

第7条 都市計画局長は、前条第1項、第13条第6項並びに第7項の規定による申請があった場合は、京都市都市計画局建築設備機器製造者指定審査基準（以下「審査基準」という。）に基づき審査する。

(審査結果の通知)

第8条 都市計画局長は、第6条第1項の規定により申請した者に対し、前条の規定に基づき行った審査の結果を書面により通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、第3号様式又は第4号様式によるものとする。

(審査結果等の説明の請求)

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた製造者は、審査結果及びその理由に疑義があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日（京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を含む。）以内に、都市計画局長に対し、書面により審査結果及びその理由について説明を求めることができるものとする。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 請求者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる住所の所在地）

(2) 請求の対象となる指定機器

(3) 疑義の内容

(4) 疑義の根拠となる事項

3 都市計画局長は、第1項の規定による請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して14日（休日を含む。）以内に、書面（第5号様式）により回答するものとする。

（誠実な対応義務）

第10条 製造者指定を受けた製造者（以下「指定製造者」という。）は、本市から行う緊急時の現地対応、修繕、見積等の依頼及び本市が保守管理委託業務を委託した者から行われる保守管理に係る技術情報の提供、部品供給等の依頼に対して誠実に応じること。

（有効期間の証明報告義務）

第11条 指定製造者は、審査基準第2条第1号で定める評価書（以下「評価書」という。）又は同条第2号で定めるエレベーターBL認定品（以下「エレベーターBL認定品」という。）に関する有効期間が更新された場合、有効期間証明届（第6号様式）に更新後の有効期間が付された書類の写しを添えて、30日以内（休日を含む。）に都市計画局長へ届け出なければならない。

（指定内容の変更）

第12条 指定製造者は、指定機器に関する事業の廃止、他の製造者への営業の譲渡、会社の分割等により当該指定機器の製造者でなくなった場合又はその他の理由で指定の取消しを受けようとする場合は、第7号様式に当該事実を確認できる書類を添えて、その旨を都市計画局長に届け出なければならない。

2 指定製造者は、製造者指定を受けた内容のうち、前項に該当しない変更が生じた場合は、第8号様式により、その旨を都市計画局長に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出は、変更があった日から起算して14日（休日を含む。）以内に行わなければならない。

（指定の解除）

第13条 都市計画局長は、指定製造者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該指定製造者に係る指定機器の全部又は一部について別表第4に掲げる期間、製造者指定を解除することができる。この場合において、同表に規定する期間が長期及び短期又は短期のみをもって定められている場合は、情状に応じて同表により期間を定めるものとする。

(1) 本市への機器の納入又は施工に際し、製造者の責任に帰する理由により重大な事故又は不正行為があった場合

- (2) 製造者指定に関し虚偽又は不誠実な行為があった場合
- (3) 製造者の責任に帰する理由により本市に重大な損害を与えた場合
- (4) 製造者の責任に帰する理由により重大な事故が発生したことが判明した場合
- (5) 評価書又はエレベーターB L認定品が取り消された場合

2 都市計画局長は、指定製造者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その該当する指定機器について、製造者指定を解除することができる。

- (1) 第11条に規定する有効期間証明届を規定する期日までに届け出なかった場合
- (2) 第12条第1項に規定する指定の取消しを届け出た場合

3 都市計画局長は、前2項に定めるもののほか、指定を解除することが適当と認める場合には、指定機器の全部又は一部について、製造者指定を解除することができる。

4 都市計画局長は、前3項の規定により製造者指定を解除する場合は、当該製造者に対し、第9号様式により、その旨を通知するものとする。

5 第1項による指定の解除の起算日並びに第2項及び第3項による指定の解除日は、第4項に基づく当該解除を通知した日とする。

6 第1項各号又は第3項のいずれかに該当するものとして第4項の規定による通知を受けた製造者は、第6条第1項の規定による申請を行うことができない。ただし、当該製造者は指定の解除期間の満了後に申請を行うことができる。この場合は第6条第1項の規定を準用し、かつ、指定解除の理由を改善したことが証明できる書類を添えて、都市計画局長に申請しなければならない。

7 第2項各号のいずれかに該当するものとして第4項の規定による通知を受けた製造者は、随時申請を行うことができる。この場合は、第6条第1項の規定を準用する。

(指定の一時停止)

第13条の2 都市計画局長は、指定製造者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該指定製造者に係る指定機器の全部又は一部について、当該理由が解消されるまで製造者指定を一時停止することができる。

- (1) 本市又は本市以外において指定機器に関する重大な事故を起こし、捜査機関により捜索され、逮捕され、送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
- (2) エレベーターB L認定品が一時停止された場合
- (3) その他、製造者指定を一時停止することが適当と認める場合

2 都市計画局長は、前項の規定により製造者指定を一時停止する場合は、当該製造者に対し、第14号様

式により、その旨を通知するものとする。

3 第1項による指定の停止日は、第2項に基づく指定の一時停止を通知した日とする。

4 都市計画局長は、第1項各号のいずれかに該当するものとして指定の一時停止を行った製造者について、当該理由が解消されたと判断した場合は、当該製造者に係る指定機器の全部又は一部について、製造者指定の一時停止を解除する。

5 都市計画局長は、前項の規定により、製造者指定の一時停止を解除する場合は、当該製造者に対し、第15号様式により、その旨を通知するものとする。

6 指定の一時停止解除日は、第5項に基づく当該解除を通知した日とする。

(報告義務)

第13条の3 指定製造者は、第13条第1項各号又は前条第1項第1号若しくは第2号のいずれかに該当する事項があった場合は、速やかにその旨を都市計画局長に報告しなければならない。

(指定の解除又は一時停止理由の説明の請求)

第14条 第13条第4項及び第13条の2第2項の規定による通知を受けた製造者は、製造者指定の解除又は一時停止の理由に疑義がある場合は、第9条第1項及び第2項の規定に準じ、その理由についての説明を求めることができるものとする。

2 都市計画局長は、前項の規定による請求があったときは、請求があった日の翌日から起算して14日(休日を含む。)以内に、書面(第10号様式)により回答するものとする。

(指定一覧表)

第15条 都市計画局長は、指定製造者について電気設備及び機械設備の工事の種別ごとに都市計画局建築設備機器製造者指定一覧表(以下「指定一覧表」という。)を作成および更新を行うものとする。

2 都市計画局長は、指定一覧表を都市総務課のホームページに掲載するものとする。

(検討機関)

第16条 都市計画局長は、製造者指定に関する専門的事項の調査及び検討を行うための機関を置くものとする。

(製造者指定を受けていない者が製造する指定機器の使用に関する特例)

第17条 工事の設計及び監督を行う課(以下「工事担当課」という。)の長は、設計受託者がその設計業務委託を受けた工事の設計について、また、請負者がその請け負う工事の施工について、製造者指定を受けていない者が製造する指定機器の使用について書面(第11号様式)により申請があった場合は、審査基準に基づき審査する。ただし、当該機器の製造者が第13条第1項の規定により指定の解除を受けて

いる場合で、当該請負工事の契約日が指定解除期間に含まれるときは、当該申請を却下するものとする。

- 2 工事担当課の長は、前項の審査に当たり、前条に規定する検討機関に意見を求めなければならない。
- 3 工事担当課の長は、審査の結果、審査基準に適合する場合は、当該工事においてのみ当該機器の使用を認めるものとする。

(雑則)

第18条 製造者指定に関する事務は、都市総務課が行うものとする。

- 2 この要領に定めるもののほか、製造者指定に関し必要な事項は、都市計画局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成16年5月1日から施行する。
- 2 都市計画局建築工事用機材指定基準は、平成16年4月30日をもって廃止する。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 この要領の施行の際、指定機器に該当する機器について、この要領を制定する前の都市計画局建築工事用機材指定基準による指定を受けている者は、平成17年3月31日までの間、当該機器について製造者指定を受けた者とみなす。

(製造者指定の有効期間の開始日の特例)

- 1 第6条第2項の規定による製造者指定の申請の受付で、この要領の施行日後最初に行うものに係る製造者指定の有効期間の開始日は、第4条の規定にかかわらず都市計画局長が別に定める。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成18年9月7日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年2月4日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年2月25日から施行する。

(経過措置)

- 1 この要領の施行の際、指定機器に該当する機器について、この要領を制定する前の都市計画局建築工事用機材指定基準による指定を受けている者は、令和2年3月31日までの間、当該機器について製造者指定を受けた者とみなし、適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	指 定 機 器
電気設備工事	高圧機器（キュービクル式配電盤及び高圧スイッチギヤ）
	中央監視制御装置
	エレベーター（一般，普及型，非常用（ただし荷物用を除く））及びエスカレータ
機械設備工事	ボイラー（電気ボイラー除く）及び温水発生機
	吸収冷温水機（吸収冷温水機ユニットを含む）
	自動制御システム

別表第2（第6条第1項関係）

区分	様式
高圧機器（キュービクル式配電盤及び高圧スイッチギヤ）	第1号様式
中央監視制御装置	
ボイラー（電気ボイラー除く）及び温水発生機	
吸収冷温水機（吸収冷温水機ユニットを含む）	
自動制御システム	
エレベーター（一般，普及型，非常用（ただし荷物用を除く））及びエスカレータ	第2号様式

別表第4（第13条関係）

要 件		期 間	
1 本市への機器の納入又は施工に際し、製造者の責任に帰する理由により重大な事故又は不正行為があった場合	(1) 軽傷者を生じさせたとき、又は損害の程度が軽いとき。	1月	
	(2) 重傷者を生じさせたとき、又は損害の程度が中程度のとき。	2月	
	(3) 死亡者を生じさせたとき、又は損害の程度が重いとき。	6月	
	(4) 検査結果が不良として取替え又は手直しを命じた場合において、本市契約の履行期限を遅延したとき。	6月以下	
	(5) 正当な理由がなく、本市履行期限を遅延したとき。	6月以下	
2 製造者指定に関し虚偽又は不誠実な行為があった場合	(1) 本市に提出した京都市都市計画局建築設備製造者指定申請書、京都市都市計画局建築設備機器製造者指定有効期間証明書若しくはその添付書類に虚偽の記載をしたとき。	製造者指定の成否にかかわるものその他重大なもの	12月以下
		重大でないもの	3月以下
	(2) 要領第10条に規定する誠実な対応義務に対して、不誠実な行為があった場合	製造者指定の成否にかかわるものその他重大なもの	12月以下
	重大でないもの	3月以下	
3 製造者の責任に帰する理由により本市に重大な損害を与えた場合	(1) 軽傷者を生じさせたとき、又は損害の程度が軽いとき。	1月	
	(2) 重傷者を生じさせたとき、又は損害の程度が中程度のとき。	2月	
	(3) 死亡者を生じさせたとき、又は損害の程度が重いとき。	6月	
4 製造者の責任に帰する理由により重大な事故が発生したことが判明した場合	(1) 死亡者を生じさせたとき、又は損害の程度が重いとき。	6月	
5 評価書又はエレベーターBL認定品が取り消された場合		—	
6 要領第11条に規定する有効期間証明届を規定する期日までに届け出なかった場合			
7 要領第12条第1項に規定する指定の取消しを届け出た場合			
8 要領第13条第3項による指定を解除することが適当と認める場合			

注 「軽傷者」とは要加療期間が14日以上30日未満である負傷者をいい、「重傷者」とは要加療期間が30日以上である負傷者をいう。

京都市都市計画局建築設備機器製造者指定申請書

年 月 日

(あて先) 京都市都市計画局長

住 所 _____

(法人にあつては、本店の所在地)

(申請者)

氏 名 _____

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

京都市都市計画局建築設備機器製造者指定要領第6条第1項の規定に基づき、下記の指定機器について、指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

指定機器 _____

1 製造者の概要に関する事項

製造者の商号		
本店	郵便番号	
	住所	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	
	連絡先	
製造者指定 に関する 事務連絡先	郵便番号	
	住所	
	所属	
	職・氏名	
	E-mail アドレス	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	

2 評価書に関する事項

一般社団法人公共建築協会の建築材料・設備機材等品質性能評価事業により交付される建築材料・設備機材等品質性能評価書(以下「評価書」という。)に記載されている評価対象設備機材及びその有効期間を記入してください。

	評価対象設備機材	有効期間	
		自	至
1		自	
		至	
2		自	
		至	
3		自	
		至	
4		自	
		至	
5		自	
		至	

注 評価書の写しを添付してください。

京都市都市計画局建築設備機器製造者指定申請書

年 月 日

(あて先) 京都市都市計画局長

住 所 _____

(法人にあつては、本店の所在地)

(申請者)

氏 名 _____

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

京都市都市計画局建築設備機器製造者指定要領第6条第1項の規定に基づき、下記の指定機器について、指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

指定機器 _____

1 製造者の概要に関する事項

製造者の商号		
本店	郵便番号	
	住所	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	
	連絡先	
製造者指定 に関する 事務連絡先	郵便番号	
	住所	
	所属	
	職・氏名	
	E-mail アドレス	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	

2 エレベーターBL 認定品に関する事項

	昇降機の種類	BL 認定番号	有効期間	
			自	至
1			自	
			至	
2			自	
			至	
3			自	
			至	
4			自	
			至	
5			自	
			至	

注 認定書の写しを添付してください。

都企総第 号
年 月 日

様

京 都 市 都 市 計 画 局 長
(担当 都市企画部都市総務課)

京都市都市計画局建築設備機器製造者指定申請に対する審査結果について (通知)

先に申請があった京都市都市計画局建築設備機器製造者指定申請に対する京都市都市計画局建築設備機器製造者指定要領(以下「要領」という。)第7条の規定に基づく審査の結果について、要領第8条の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

1 指定機器

2 審査結果

上記の指定機器について、製造者として指定します。

3 指定の有効期間

年 月 日から

要領第13条第1項から第3項までの規定により製造者指定を解除した日まで

4 注意事項

(1)有効期間の証明報告義務について

要領第11条の規定に基づき、評価書又はエレベーターBL認定品に関する有効期限が更新された場合は、30日(京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日を含む。)以内に、有効期間証明届(第6号様式)を提出してください。

(2)申請事項の変更について

申請事項に変更が生じた場合は、要領第12条の規定に基づき、変更事項を届け出てください。

都企総第 号
年 月 日

様

京 都 市 都 市 計 画 局 長
(担当 都市企画部都市総務課)

京都市都市計画局建築設備機器製造者指定申請に対する審査結果について (通知)

先に申請があった京都市都市計画局建築設備機器製造者指定申請に対する京都市都市計画局建築設備機器製造者指定要領(以下「要領」という。)第7条の規定に基づく審査の結果について、要領第8条の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

1 指定機器

2 審査結果

上記の指定機器について、下記の理由により、製造者として指定しません。

3 指定しない理由

4 その他

審査結果及び指定しない理由に対して疑義がある場合は、要領第9条の規定により、通知を受けた日の翌日から起算して14日(京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を含む。)以内に、都市計画局長に対して、書面により説明を請求することができます。

なお、請求の書面には、要領第9条第2項の各号で定める事項を明記してください。

請求があった場合、請求があった日の翌日から起算して14日(休日を含む。)以内に、書面により回答します。

都企総第 号
年 月 日

様

京 都 市 都 市 計 画 局 長
(担当 都市企画部都市総務課)

京都市都市計画局建築設備機器製造者指定に係る説明の請求に対する回答について (回答)

年 月 日付けで説明の請求があった上記のことについて、京都市都市計画局建築設備機器製造者指定要領第9条第3項の規定に基づき下記のとおり回答します。

記

- 1 説明の請求があった指定機器
- 2 回答

京都市都市計画局建築設備機器製造者指定有効期間証明届

年 月 日

(あて先) 京都市都市計画局長

住 所 _____

(法人にあつては、本店の所在地)

(報告者)

氏 名 _____

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記の指定機器の審査基準に関する有効期間を京都市都市計画局建築設備機器製造者指定要領第11条の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

記

指定機器 _____

1 以下の(1)又は(2)の該当する事項のみ記入してください。

(1) 一般社団法人公共建築協会の建築材料・設備機材等品質性能評価事業により交付される建築材料・設備機材等品質性能評価書(以下「評価書」という。)に記載されている評価対象設備機材及びその有効期間を記入してください。

	評価対象設備機材	有効期間	
		自	至
1		自	
		至	
2		自	
		至	
3		自	
		至	
4		自	
		至	
5		自	
		至	

注 評価書の写しを添付してください。

(2) エレベーターBL 認定品に関する事項

	昇降機の種類	BL 認定番号	有効期間	
			自	至
1			自	
			至	
2			自	
			至	
3			自	
			至	
4			自	
			至	
5			自	
			至	

注 認定書の写しを添付してください。

京都市都市計画局建築設備機器製造者指定取消届

年 月 日

(あて先) 京都市都市計画局長

住 所 _____

(法人にあつては、本店の所在地)

(届出者)

氏 名 _____

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記の指定機器について指定取消しを受けたいため、京都市都市計画局建築設備機器製造者指定要領第12条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

指定機器 _____

京都市都市計画局建築設備機器製造者指定変更届

年 月 日

(あて先) 京都市都市計画局長

住 所 _____

(法人にあつては、本店の所在地)

(届出者)

氏 名 _____

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記の指定機器について申請内容に変更が生じたため、京都市都市計画局建築設備機器製造者指定要領第12条第2項の規定に基づき届け出ます。

記

指定機器 _____

注 変更後の状況を記入してください。

1 製造者の概要に関する事項の変更

製造者の商号		
本店	郵便番号	
	住所	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	
	連絡先	
製造者指定 に関する 事務連絡先	郵便番号	
	住所	
	所属	
	職・氏名	
	E-mail アドレス	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	

2 その他の変更

--

都企総 号
年 月 日

様

京都市都市計画局長
(担当 都市企画部都市総務課)

京都市都市計画局建築設備機器製造者指定の指定解除について (通知)

現在, 指定しております京都市都市計画局建築設備機器製造者指定について, 京都市都市計画局建築設備機器製造者指定要領(以下「要領」という。)第13条 第1項 第2項の規定に基づき, 年 月 日をもって指定を解除しましたので, 要領第13条第4項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

1 指定を解除した指定機器

2 指定解除の理由

3 指定解除期間の満了日 年 月 日

4 その他

- (1) 要領第13条第1項各号又は第3項のいずれかに該当することにより解除した場合は, 同条第6項の規定により, 解除の日から解除期間の満了日までは, 要領第6条に規定する申請はできません。ただし, 解除期間の満了後に指定解除の理由を改善したことが証明できる書類を添えて要領第6条に規定する申請を行うことができます。
- (2) 要領第13条第2項各号のいずれかに該当することにより解除した場合は, 同条第7項の規定により, 随時要領第6条に規定する申請を行うことができます。
- (3) 指定解除の理由に対して疑義がある場合は, 要領第14条第1項の規定により, 通知を受けた日の翌日から起算して14日(京都市の休日定める条例第1条第1項に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を含む。)以内に, 都市計画局長に対して, 書面により説明を請求することができます。請求があった場合, 請求があった日の翌日から起算して14日(休日を含む。)以内に, 書面により回答します。

都企総第 号
年 月 日

様

京 都 市 都 市 計 画 局 長
(担当 都市企画部都市総務課)

京都市都市計画局建築設備機器製造者指定の指定解除又は一時停止に係る説明の請求に対する回答について（回答）

年 月 日付けで説明の請求があった上記のことについて、京都市都市計画局建築設備機器製造者指定要領第14条第2項の規定に基づき下記のとおり回答します。

記

1 説明の請求があった指定機器

2 回答

(製造者指定を受けていない者が製造する指定機器の使用に関する特例)
京都市都市計画局建築設備機器製造者指定申請書

年 月 日

(あて先) 京都市都市計画局
部 課長

住 所 _____
(法人にあつては、本店の所在地)

(申請者)

氏 名 _____
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

京都市都市計画局建築設備機器製造者指定要領第17条第1項の規定に基づき、下記の指定機器について、指定を受けたいので、関係書類(指定要領第6条第1項によるもの)を添えて申請します。

記

工事名称 _____

指定機器 _____

都 第 号
年 月 日

様

京都市都市計画局
部 課長

京都市都市計画局建築設備機器製造者指定申請に対する審査結果について（通知）

先に申請があった京都市都市計画局建築設備機器製造者指定申請に対する京都市都市計画局建築設備機器製造者指定要領（以下「要領」という。）第17条の規定に基づく審査の結果について、下記のとおり通知します。

記

1 工事名称

2 指定機器

3 審査結果

上記の指定機器について、当該工事において製造者として指定します。

4 注意事項

(1)申請事項の変更について

指定の有効期間中に申請事項に変更が生じた場合は、工事担当課の長に、変更事項（要領第12条の規定を準用する）を届け出てください。

都 第 号
年 月 日

様

京都市都市計画局
部 課長

京都市都市計画局建築設備機器製造者指定申請に対する審査結果について（通知）

先に申請があった京都市都市計画局建築設備機器製造者指定申請に対する京都市都市計画局建築設備機器製造者指定要領（以下「要領」という。）第17条の規定に基づく審査の結果について、下記のとおり通知します。

記

1 工事名称

2 指定機器

3 審査結果

上記の指定機器について、下記の理由により、製造者として指定しません。

4 指定しない理由

都企総 号
年 月 日

様

京都市都市計画局長
(担当 都市企画部都市総務課)

京都市都市計画局建築設備機器製造者指定の指定一時停止について（通知）

現在、指定しております京都市都市計画局建築設備機器製造者指定について、京都市都市計画局建築設備機器製造者指定要領(以下「要領」という。)第13条の2第1項の規定に基づき、年 月 日をもって指定を一時停止しましたので、要領第13条の2第2項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

- 1 指定を一時停止した指定機器
- 2 指定一時停止の理由
- 3 その他

指定一時停止の理由に対して疑義がある場合は、要領第14条第1項の規定により、通知を受けた日の翌日から起算して14日（京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を含む。）以内に、都市計画局長に対して、書面により説明を請求することができます。

請求があった場合、請求があった日の翌日から起算して14日（休日を含む。）以内に、書面により回答します。

都企総第 号
年 月 日

様

京 都 市 都 市 計 画 局 長
(担当 都市企画部都市総務課)

京都市都市計画局建築設備機器製造者指定一時停止解除について（通知）

京都市都市計画局建築設備機器製造者指定要領（以下「指定要領」という。）第13条の2第1項各号のいずれかに該当するものとして指定の一時停止を行った指定機器について、当該理由が解消されたと判断したため、指定要領第13条の2第5項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

1 指定機器

2 解除日 年 月 日